

議 案 第 4 6 号

松戸市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市行政組織条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年12月7日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

複雑化かつ多様化する市民ニーズに対応し、行政サービスの向上及び効率化を図るとともに、松戸市総合計画の着実な推進を図るため。

松戸市行政組織条例の一部を改正する条例

松戸市行政組織条例（平成24年松戸市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改 正 前   | 改 正 後   |
|---|---|
| <p>（設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、本市に次の部を置く。</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>(7) <u>健康福祉部</u></p> <p>(8)～(10) （略）</p> <p>(11) （略）</p> <p>（健康福祉部の所掌事務）</p> <p>第8条 <u>健康福祉部</u>の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>社会福祉に関すること。</u></p> <p>(2)～(4) （略）</p> <p>(5) <u>地域福祉に関すること。</u></p> <p>(6) <u>援護に関すること。</u></p> <p>（福祉長寿部の所掌事務）</p> <p>第9条 福祉長寿部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> | <p>（設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、本市に次の部を置く。</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>(7) <u>健康医療部</u></p> <p>(8)～(10) （略）</p> <p>(11) <u>都市再生部</u></p> <p>(12) （略）</p> <p>（健康医療部の所掌事務）</p> <p>第8条 <u>健康医療部</u>の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（削除）</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>(4) <u>国民健康保険及び後期高齢者医療に関すること。</u></p> <p>(5) <u>国民年金に関すること。</u></p> <p>（福祉長寿部の所掌事務）</p> <p>第9条 福祉長寿部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療</u>に関すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>国民年金に関すること。</u></p> <p>第11条 (略)</p> <p>第12条～第14条 (略)</p> | <p>(1) <u>社会福祉に関すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>介護保険に関すること。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(5) <u>地域福祉に関すること。</u></p> <p>(6) <u>援護に関すること。</u></p> <p>第11条 (略)</p> <p><u>(都市再生部の所掌事務)</u></p> <p>第12条 <u>都市再生部の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>松戸駅周辺のまちづくり推進に関すること。</u></p> <p>(2) <u>新庁舎に関すること。</u></p> <p>第13条～第15条 (略)</p> |
|--|--|

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。